

## 魚沼市農業未来創造事業実施要領

令和7年3月31日

訓令第14号

(趣旨)

第1条 魚沼市農業未来創造事業(以下「事業」という。)の実施については、魚沼市補助金等交付規則(以下「規則」という。)及び魚沼市農業未来創造事業補助金交付要綱(以下「要綱」という。)に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(実施基準)

第2条 事業は、次の各号に掲げる対策を実施するものとし、対策別の実施基準は要綱別表第1から別表第3までに定めるところによる。

- (1) 営農継続支援対策
- (2) 新規就農支援対策
- (3) 農村集落維持支援対策

(実施主体)

第3条 事業は、事業主体が自ら使用(管理委託等を含む。)する機械又は施設の導入等に対する助成(以下「補助」という。)と、リース契約に基づき借受者に貸し付けるために事業主体が導入する機械又は施設等に対する助成(以下「リース」という。)とに区分して実施する。

(実施期間)

第4条 事業の実施期間は1年とし、事業採択年度内に完了することとする。ただし、規則第6条第1項第3号の市長の指示を受けて事業を繰り越す場合は、この限りでない。

(採択基準)

第5条 事業の採択基準は要綱別表第1から別表第3までに定めるもののほか、以下のとおりとする。

- (1) 機械、施設等の能力及び規模が、その目的、受益範囲、利用計画等からみて過大でないこと。
- (2) 前号の利用計画等の計画達成が確実であると認められること。

(補助対象機械及び施設)

第6条 補助対象とする機械施設等は、要綱別表第1から別表第3までに定めがあるものを除き、耐用年数が5年以上の新品のもの、新設、新築によるもの、中古機械及び施設又は古材の利用等も対象とするものとする。この場合において、補助対象とする中古機械及び施設又は古材は、原則として次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 安全性及び使用管理を行う上で支障がなく、税法における法定耐用年数が4年以上であるもの。ただし、次に掲げる機械にあつては、アワーメーターが機械ごとに以下の時間の5割以下となっている機械

ア トラクター 2,000時間

イ 田植え機 500時間

ウ コンバイン 1,000時間

(2) 耐用年数の残存期間が5年以上の施設又は建築士が5年以上使用できると認めた古材

(3) 中古機械及び施設の購入価格は、購入又は建築価格から償却額を差し引いた額を基礎とし、老朽及び損耗程度、近傍類似の中古品の取引価格等を勘案して定めた額以下であるものを補助対象とする。

(その他事業実施の注意事項)

第7条 前条までに定めるもののほか、事業主体は、事業の実施に当たっては次の各号に掲げるとおり取り扱うものとする。

(1) 事業は、原則として直営施行又は請負施行により実施するものとする。

(2) 補助対象施設及び機械の事業費決定に係る契約は、中古機械及び施設並びに古材の利用の場合を除き、原則として一般競争入札又は3社以上による指名競争入札に付するものとする。ただし、競争入札に付しがたい事情がある場合は、その理由を明確にし、3者以上の関係業者から見積を徴収することにより、最低価格を提示した業者との契約ができるものとする。

(3) 前号の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、魚沼市財務規則(平成16年魚沼市規則第49号)第162条の規定に準じた取扱いができるものとする。

ア 要綱別表第1の細目が市単独助成支援事業であるもの及び担い手支援集落・地域総応援団設立運用支援事業

イ 要綱別表第2のうち「新規就農者支援事業」「定年帰農者等支援事業」

(4) 事業の実施に当たり、許認可等が必要な場合は、事業主体又はリース借受者(以下「事業主体等」という。)は、関係法規等の定めるところにより、当該許認可等を得るものとする。

(事業実施の手続)

第8条 補助金の交付を受けようとする事業主体は、規則第4条第1項の補助金等交付申請書に、要綱別表第1から別表第3までの補助の対象となる経費の欄に掲げる事業等(以下「細事業」という。)ごとに、別表第1に示す書類を添付して市長に提出するものとする。ただし、別表第1の事業計画の提出の欄に該当する細事業については、あらかじめ事業実施計画書(様式第1号及び様式第1号の2から様式第1号の12まで)を市長に提出し、承認を受けるものとする。

2 市長は、前項ただし書の規定による事業実施計画書の提出があったときは、その内容を審査し、計画を承認するときは、様式第2号によりその旨を事業主体に通知するものとする。

3 前項の規定により事業実施計画書が承認された場合は、第1項前段の規定による交付申請の際に、事業実施計画書の添付を省略することができる。

(事業計画の変更)

第9条 事業計画の変更のうち、要綱第6条に規定する軽微な変更以外の変更を行う場合は、前条に準じて規則第6条の補助金等変更申請書を市長に提出するものとする。

(事業の着手)

第10条 事業の着手は、原則として当該事業の交付決定後とする。

2 前項の規定にかかわらず、事業の性質及び内容等により早期着工を必要とする場合は、細事業ごとに魚沼市農業未来創造事業交付決定前着手届(様式第3号)を提出した上で着手するものとする。この場合において、当該着手に係る損失等が発生した場合は、市はその責任を負わないものとする。

(実績報告の手続)

第11条 規則第13条の補助事業実績報告に添付する書類は、別表第2のとおりとする。

(報告、指導及び助言)

第12条 市長は、事業成果の確保、管理運営の適正化等に必要な範囲において、事業主体からの報告徴収及び指導又は助言等を行うことができる。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、事業実施に関し必要な事項は別に定める。

## 附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。